

社会保険の加入促進に関する実施要領

平成27年3月5日
一般社団法人 日本建設業連合会

日建連では、建設技能労働者の処遇改善には社会保険未加入対策が不可欠であるとの認識の下、平成24年4月19日の「社会保険加入促進計画」、また日建連会員企業として実務的な事項を示した「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針（平成24年10月1日 日建連発第233号）」及び「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル（平成25年7月23日 日建連発第111号）」等により、積極的に取組んできたところである。

今般、さらなる社会保険加入促進への取組み強化に向けて、平成27年1月19日に国土交通省の社会保険未加入対策推進協議会が開催されるにあたり、日建連では、「社会保険加入促進要綱」を決定し、同協議会において発表した。

また、国土交通省では平成27年4月1日に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂し、社会保険加入促進に関する元請企業の役割と責任の強化を明らかにすることとしている。

日建連では、社会保険加入に関する下請指導など元請企業としての役割を果たすため、これらに基づき会員企業が足並みをそろえ、積極的に取組むため、これまで会員企業が取組んできた「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」及び「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」を改め、一本化した実施要領を下記の通り作成したので、貴社の取組みの参考とされたい。

記

1. 社会保険^{*1}加入の指導と徹底

(1) 社内への指導の周知徹底

日建連会員企業（以下、「元請企業」という。）は、社内に対して、社会保険加入促進要綱及び本要領により再下請負も含めたすべての下請企業^{*2}に対し企業単位及び労働者^{*3}単位で社会保険への適正な加入を徹底することについて、実効性がある社長通達等の方法により周知徹底を行い、社内一体となりその取組みを確実なものとする。

その周知徹底の際には、下の資料を参照されたい。

- 国土交通省作成「社会保険への加入を徹底しましょう！（元請企業向け）」（参考資料1）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_Leaflet_201305_02.pdf

(2) 協力会社組織を通じた指導等

①協力会社^{*4}の加入状況の定期把握と結果のフィードバック

ア) 元請企業は、年1回を基準として、定期的に協力会社の企業単位及び労働者単位の社会保険加入状況を調査し把握する。

把握方法等に関しては会員企業に一任するが、継続性のある把握方法となるようにする。

イ) 協力会社組織を持たない場合は、継続的に下請企業の社会保険加入状況を実態把握する方法を明確にした規定を作成し、それに則り加入状況の定期把握を実施する。

ウ) 定期把握の結果は、協力会社組織等にフィードバックし、社会保険未加入の協力会社等に対する指導、ならびに協力会社組織等の自主的な周知啓発、勧奨活動を促す。

②協力会社組織を通じた指導

ア) 元請企業は、少なくとも年1回以上、協力会社組織の会合（役員、会員別、地域別、全国大会等）の場で、協力会社組織の全構成員に対して、書面（別紙の「社会保険加入の徹底について（お願い）」に例を示す。）等により再下請負も含めたすべての下請企業について企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導する。

その指導の際には、下の資料を参照されたい。

- 国土交通省作成「社会保険に加入していますか？（下請企業向け）」（参考資料2）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_Leaflet_201305_03.pdf

イ) 協力会社組織を持たない場合は、少なくとも年1回以上、工事現場で実施する労働災害防止協議会等の月次会議の場で、下請企業に対して、上と同様の指導を行う。

(3) 元下契約時等における指導

ア) 元請企業は発注部門（契約、購買、調達と呼称される部門）等が、見積依頼時も含め元下

契約段階において、一次下請企業に対して、書面（別紙の「社会保険加入の徹底について（お願い）」に例を示す。）等により、再下請負も含めたすべての下請企業について企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導する。

その指導の際には、下の資料を参照されたい。

- 国土交通省作成「社会保険に加入していますか？（下請企業向け）」（参考資料2）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_Leaflet_201305_03.pdf

イ) 電子発注システムを使用している場合は、可能であれば、システムに上の書面等による指導事項を追加することを推奨する。

（4）元下契約後の加入状況の確認と未加入の場合の指導

①企業単位の確認

ア) 下請企業から申請または提出される施工体制台帳（参考資料3に書式を示す。）及び再下請負通知書（参考資料4に書式を示す。）の下請企業の社会保険の加入状況欄の記載内容により、企業単位の加入状況を確認する。

イ) 上の確認において全部又は一部の保険について未記載となっている場合は、一次下請企業に対して、加入実態の再確認とそれを反映した適正な施工体制台帳及び再下請負通知書の再提出を指導する。

ウ) 施工体制台帳の作成が義務付けられていない工事で上の確認ができない場合は、一次下請企業から再下請負も含めた下請企業の社会保険の加入状況を報告させる等適宜の方法により、企業単位の加入状況を確認する。

エ) これらの確認において一次下請企業が未加入と判明した場合は、未加入企業に対して、社会保険への適正な加入を指導する。

二次以下の下請企業が未加入と判明した場合は、一次下請企業を介し未加入企業に対して、社会保険への適正な加入を指導する。

②労働者単位の確認

ア) 元請企業は、下請企業に対して、労働者について社会保険の加入状況欄が設けられた作業員名簿（参考資料5に書式を示す。）の使用を徹底するよう指導する。

イ) 下請企業から申請または提出される作業員名簿の労働者の社会保険の加入状況欄の以下の記載内容により、労働者単位の加入状況を確認する。

【健康保険欄の記載内容】

○保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、または「適用除外」の表示

- 被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合には当該番号）の表示

【年金保険欄の記載内容】

- 保険の名称（厚生年金、国民年金等）、または各年金の受給者である場合は、「受給者」の表示

- 年金保険の場合は、基礎年金番号の記入は不要であり、事前に斜線等で記入不要表示を行う

【雇用保険欄の記載内容】

- 被保険者の場合は被保険者番号の下4けたの表示、または「適用除外」、「日雇保険」の表示

ウ) 上の確認において以下の場合は、下請企業に対して、加入実態の再確認とそれを反映した適正な作業員名簿の再提出を指導する。

- 全部又は一部の保険について未記載となっている労働者がいる

- 法人に所属する労働者で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は年金保険欄に「国民年金」と記載されている者がいる

- 個人事業所で5人以上の労働者が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は年金保険欄に「国民年金」と記載されている労働者がいる

なお、社会保険の加入義務、適用関係の確認にあたっては、下の資料を参照されたい。

- 国土交通省作成資料（参考資料6）

<http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/insurance Obligation.pdf>

エ) これらの確認において一次下請企業の労働者が未加入と判明した場合は、当該企業に対して、労働者の社会保険への適正な加入を指導する。

二次以下の下請企業の労働者が未加入と判明した場合は、一次下請企業を介し当該企業に対して、労働者の社会保険への適正な加入を指導する。

（5）工事現場等における周知啓発

ア) 元請企業は、本社、支店、営業所内、及び工事現場において、加入勧奨ポスターの掲示等により、下請企業及び労働者に対して、社会保険への適正な加入の周知啓発を行う。

これらの周知啓発には、下の資料を参照されたい。

- 加入勧奨ポスター（参考資料7）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_panf_201306.pdf

- 国土交通省作成「社会保険に加入していますか？（下請企業向け）」（参考資料2）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_Leaflet_201305_03.pdf

- 国土交通省作成「社会保険に加入しましょう！（労働者向け）」（参考資料8）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_Leaflet_201305_04.pdf

イ) 労働者に対する周知啓発方法として、新規入場者教育用紙に「当社は建設業の社会保険加入を推進しています。未加入の方は加入の手続きを行って下さい！」等の周知事項を追記することを推奨する。

(6) 社会保険未加入企業の排除

①社会保険未加入企業の排除に関する周知

元請企業は、協力会社組織の全構成員に対して、また元下契約段階において一次下請企業に対して以下のことを周知する。

ア) 平成27年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しない。

「平成27年度以降」とは、平成27年4月以降とすることを推奨する。

イ) さらに、平成28年度以降、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないこと。

「平成28年度以降」とは、平成28年4月以降とすることを推奨する。

②工事現場からの社会保険未加入企業の排除

ア) 元請企業は、平成27年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しないことにより、工事現場から社会保険未加入の一次下請企業を排除する。

「平成27年度以降」とは、平成27年4月以降とすることを推奨する。

下請企業の社会保険の加入実態は、保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなどにより確認する。

イ) また、平成28年度以降、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないことを、元下契約の契約条件にする等の実効性がある措置により、工事現場から社会保険未加入のすべての下請企業を排除する。

「平成28年度以降」とは、平成28年4月以降とすることを推奨する。

2. 適正な法定福利費^{※5}の確保

(1) 受注時における適正な法定福利費の確保

元請企業は、2.(2)により内訳明示された適正な法定福利費を確保するため、発注者に対して、当該工事に従事する下請企業の労働者が社会保険への適正な加入が出来る法定福利費を適正に計上した金額による見積及び契約を締結する。

(2) 元下契約等における適正な法定福利費の確保

①法定福利費の内訳明示の徹底

ア) 元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業に対して、「一次下請負人は、標準見積書等を活用し法定福利費を内訳明示した見積書を作成し元請負人に提出すること」を見積条件化し、法定福利費の内訳明示を徹底させる。

- イ) また、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業に標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底するよう指導する。
- ウ) 一次下請企業が特段の理由により法定福利費を内訳明示することが困難と申し出た場合は、適正な法定福利費を含んだ見積書を提出させる。
この場合、元請企業の発注担当者はその特段の理由を確認する。

②適正な法定福利費の確保

ア) 元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業が2. (2) ①により提出した見積書を受領し、法定福利費を精査、協議したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した元下契約を締結する。

イ) また、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業が2. (2) ①により提出した見積書を受領し、法定福利費を精査、協議したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した再下請負契約を締結するよう指導する。

ウ) 以下に元下契約における適正な法定福利費の確保の手順を示す。

ステップ1 元請企業は、一次下請企業に対し、「一次下請負人は、標準見積書等を活用し法定福利費を内訳明示した見積書を作成し元請負人に提出すること」を見積条件化し、見積を要請する

ステップ2 一次下請企業は、元請企業に当該見積書を提出し、元請企業はこれを受領する

ステップ3 元請企業は、提出者（一次下請企業）から当該見積書に示された法定福利費の算出方法について明確な説明を受ける

ステップ4 元請企業と一次下請企業は、法定福利費を精査、協議し、当該工事に従事する労働者が社会保険への適正な加入に必要な法定福利費を必要経費として確保した元下契約を締結する

③法定福利費の精査における留意点

ア) 法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の算出に当たっては、その基準となる労務費（下請企業が請負う当該工事で必要となる労務費の総額）の算出が必要であり、労務費に社会保険料の事業主負担となる法定保険料率を乗じることが基本である。

$$\text{『基本的な算出式』 } \text{ 法定福利費} = \text{ 労務費総額} \times \text{ 法定保険料率}$$

労務費総額の考え方

労務費とは、当該工事に従事する労働者（主任技術者を含む）の当該工事にかかる給与支給額の合計であり、管理部門および間接部門の社員の給与は含まない。（管理部門および間接部門の社員に支給する給与は一般管理費となる）

給与支給額とは、事業主が労働者に支払う給与の総支給額（天引き前）である。（退職引当金や事

業主負担となる法定福利費は、事業主にとっては給与関連負担項目ではあるが、これは労務費に含まれない)

法定保険料率

法定保険料率は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険の保険料率のうち、事業主負担分の合計であり、参考となる保険料率を以下に示す。

1) 健康保険（健康保険料率+介護保険料率）

健康保険料率^{注1}：全国健康保険協会（協会けんぽ）の都道府県毎の料率÷2

介護保険料率：全国健康保険協会（協会けんぽ）の料率÷2 × 介護保険の対象者（40歳以上64歳以下）の割合（同協会の直近の事業年報^{注2}より算出：介護保険被保険者数/健康保険被保険者）

2) 厚生年金保険（厚生年金保険料率+児童手当拠出金率）

厚生年金保険料率：厚生年金保険法で定める料率（一般の被保険者）÷2

児童手当拠出金率：児童手当法に基づき政令で定める料率 0.15%

3) 雇用保険（雇用保険料率）

雇用保険料率^{注3}：厚生労働省の告示による「建設の事業」の事業主負担の料率 1.05%

注1 全国健康保険協会「都道府県毎の保険料額表」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/q3/cat330/sb3150>

注2 全国健康保険協会「事業年報」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g7/cat740/sb7200/sbb7200>

注3 厚生労働省「労働保険料の申告・納付」

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm

【法定保険料率の算出例（平成26年12月 東京都の場合）】

①健康保険料率 $9.97\% \div 2 = 4.985\%$

②介護保険料率 $1.72\% \div 2 \times 0.5285 = 0.455\%$ （小数点第3位未満四捨五入）

③厚生年金保険料率 $17.474\% \div 2 = 8.737\%$

④児童手当拠出金率 0.15%

⑤雇用保険料率 1.05%

合計 $4.985\% + 0.455\% + 8.737\% + 0.15\% + 1.05\% = 15.377\%$

イ) 法定福利費の例外的な算出方法

法定福利費の算出には労務費の算出が基本であるが、やむを得えない場合には、過去の実績等から工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や、工事数量当たりの平均的な法定福利費を予め算出したうえで、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することが考えられる。

ただし、これらの例外的な算出方法を採用する場合には、法定福利費の算出の基となる割合の出典根拠を明確にするとともに、法定福利費に一定の幅を持たせた参考指標として示すことが求められる。工事費に対して安易に労災保険料率を乗じるなど、実態を反映しない算出方法は、社会通念上認めることはできない。

«例外的な算出式①» 法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合
«例外的な算出式②» 法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

ウ) 社会保険の適用除外者、未加入者の取扱い

法定福利費を内訳明示した見積書等の精査段階において、個人事業主、一人親方等を適用除外として取り扱う場合においては、偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反していないことが明確に分かることが必要であり、その場合に限って法定福利費の内訳明示の対象から外すものとする。

上記適用除外者でない社会保険未加入者については、社会保険への適正な加入の徹底を指導することとし、今後の社会保険加入の如何にかかわらず、加入に必要な法定福利費を内訳明示の対象として含むものとする。

エ) 法定福利費と消費税の関係

法定福利費は、消費税の課税対象である。法定福利費の金額を明示したとしても工事費の一部を構成するものであるに過ぎず、非課税取引にはならない。

3. 雇用と請負の明確化（偽装請負の排除）

ア) 元請企業は、協力会社組織の全構成員に対して、また元下契約段階において一次下請企業に対して、下の資料等を活用し偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

- 日建連作成「施工体制における法令違反の是正」（参考資料 9）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/03/2013_0225.pdf

- 国土交通省作成「みんなで進める一人親方の保険加入のすすめ」（参考資料 10）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/03/insurance_panf_company.pdf

イ) 協力会社組織を持たない場合は、工事現場で実施する労働災害防止協議会等の月次会議の場で、下請企業に対して、上と同様の指導を行う。

4. 適用

本要領は、平成27年4月1日から適用し以下を廃止する。

「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」（平成24年10月1日）

「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」（平成25年7月23日）

※1 社会保険とは雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。

※2 下請企業とは、建設業を営む下請企業をいう。

※3 労働者とは、建設企業を営む下請企業に雇用される労働者をいう。

※4 協力会社とは、元請企業の協力会社組織に所属する建設企業をいう。

※5 法定福利費とは、社会保険料に係る事業主負担分をいう。

＜参考：国土交通省の社会保険未加入企業の取扱い＞

（1）社会保険加入の指導・通報（平成24年11月～）

建設業許可部局による建設業許可・更新、経営事項審査、立入検査の際に、社会保険への加入状況を確認し、未加入企業に対して加入指導を実施。

この加入指導に従わない場合、建設業許可部局は未加入企業を保険担当部局に通報。

(2) 建設業法に基づく監督処分基準の強化（平成 24 年 10 月～）

保険担当部局による再三の加入指導等に従わず、引き続き社会保険に未加入の場合は「指示処分」。「指示処分」に従わない場合は、3日以上の「営業停止処分」。

(3) 経営事項審査における減点幅の拡大（平成 24 年 7 月～）

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の未加入企業の減点幅を拡大。

W 点減点幅	H24.6まで	H24.7以降
雇用保険	▲30 点	▲40 点
健康保険	▲30 点	▲40 点
厚生年金保険		▲40 点

(4) 直轄工事における社会保険未加入企業の排除（平成 26 年 8 月～）

[対象工事：下請代金 3 千万円以上（建築一式の場合、4. 5 千万円以上）]

- ①入札参加時に社会保険の加入状況を確認し、未加入企業を排除。
- ②元請企業に対して、社会保険未加入の一次下請企業との契約を原則禁止。
- ③一次下請企業が社会保険に未加入の場合、元請企業の請負代金の減額等の措置。
- ④施工体制台帳等すべての下請企業の保険加入状況を確認し、未加入企業を建設業担当部局に通報。（建設業担当部局が引き続き加入指導）
- ⑤平成 27 年度以降、競争参加有資格者名簿に登録する企業を社会保険の加入企業に限定。

以上

(参考)

社会保険加入促進要綱

平成 27 年 1 月 19 日
一般社団法人 日本建設業連合会

我が国の建設市場は、東日本大震災復興工事の本格化や国土強靭化に向けた事業の拡大、アベノミクス効果による民間需要の増加などにより、平成 22 年度を底に回復基調にある。建設市場が過去の縮小局面から好転した今こそ、健全な建設産業へと再生する貴重なチャンスとして、この機会に建設業界を挙げて建設技能労働者の待遇改善を促進し、将来の担い手の確保・育成につなげていかなければならない。

国土交通省では、公共工事設計労務単価を二度にわたって引き上げ、また社会保険^{※1} 未加入対策を進め、平成 29 年度を目途に企業単位では加入義務のある許可業者の加入率 100%、労働者単位では製造業相当の加入^{※2} という目標を掲げている。さらにはいわゆる担い手三法^{※3} の改正に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」等を制定するなど、建設業における担い手確保・育成のため建設技能労働者の待遇改善に向けて積極的に取組んでいる。

日建連においては、建設技能労働者の待遇改善には社会保険未加入対策が不可欠であるとの認識の下、平成 24 年 4 月に他団体に先駆けて「社会保険加入促進計画」を策定し、社会保険加入促進に積極的に取組んできたところである。

国土交通省が目標年度とする平成 29 年度までの 5 年のうち、既に半分が経過した現在、社会保険の公共事業における加入率^{※4} は企業単位で 90%、労働者単位では 62% と加入状況に改善はみられるものの、民間事業についてはこれよりも相当低い状況にあると想定され、さらには地域、職種による格差が大きいなど、依然として芳しい状況にはなっていない。また、政府の経済財政諮問会議において民間議員から、建設技能労働者の社会保険の加入率は極めて低く、こうした労働環境の是正を早急に進めるべきであるとの指摘がなされたところである。

こうした状況から、日建連は担い手確保・育成対策の一環として、下記の通り新たに「社会保険加入促進要綱」を策定し、平成 29 年度以降に工事現場における全ての労働者が社会保険に適正に加入していることを目標として、これまでの取組みをさらに加速させることとした。

もとより、社会保険への加入を促進するためには、行政、元請企業、下請企業等の関係者が一体となってそれぞれの役割を果たすことが肝要であり、日建連会員企業は、建設業界のリーディングカンパニーとして、足並みをそろえ本要綱に基づき積極的に取組むものとする。

※1 社会保険とは雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。

※2 雇用保険で 92.6%、厚生年金保険で 87.1%。（「建設産業の再生と発展の方策 2011」の資料より）

※3 担い手三法とは品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）、入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）、建設業法をいう。

※4 加入率は国土交通省「公共事業労務費調査（平成 25 年 10 月調査）における保険加入状況調査の結果」による。

記

第1 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業（以下「元請企業」という。）は、従来のデフレ経済の下での低価格受注の多発が労働者の劣悪な処遇を招いたことを真摯に受け止め、発注者との契約において、適正価格での受注、適正工期の確保、適正な契約条件の確保を徹底する。

第2 受注時における適正な法定福利費※の確保

元請企業は、第4により内訳明示された適正な法定福利費を確保し、企業及び労働者の社会保険加入を促進することの重要性を踏まえ、発注者に対して、法定福利費を適正に計上した金額による見積及び契約締結を徹底する。

第3 社会保険加入の徹底

(1) 一次下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、元下契約時等において企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、契約後に加入状況を確認し、未加入の場合は適正な加入を徹底するよう指導する。

(2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、二次以下の全ての下請企業に対して、一次下請企業等を介し再下請負契約時等において企業単位及び労働者単位での社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、元下契約後に二次以下の下請企業及び労働者の加入状況を確認し、未加入の場合は、一次下請企業等を介し適正な加入を徹底するよう指導する。

第4 元下契約等における適正な法定福利費の確保

(1) 法定福利費の内訳明示について

①一次下請企業について

元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業に対して標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底させる。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業に標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底するよう指導する。

(2) 適正な法定福利費の確保について

①一次下請企業について

元請企業は、提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した元下契約を締結する。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業から提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した再下請負契約を締結するよう指導する。

第5 雇用と請負の明確化（偽装請負の排除）

(1) 重層下請構造の改善について

元請企業は、行き過ぎた重層下請構造が労働者の劣悪な処遇を招いていることを十分に認識し、一次下請企業に対して、平成30年度までに再下請負契約について原則二次下請まで（設備工事は三次下請まで）とするよう指導する。

(2) 偽装請負の排除について

①一次下請企業について

元請企業は、偽装請負等により労働者が本来加入できる社会保険に加入できていないことが少なくないことに鑑み、元下契約に際し、一次下請企業に対して偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、同様に、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業が偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

第6 社会保険未加入企業の排除

(1) 一次下請企業について

元請企業は、平成27年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しないことを徹底する。

(2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、平成28年度以降、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないことを徹底するよう指導する。

第7 行政に対する要請

日建連は国の行政機関に対して以下の事項を要請する。

- ① 受給資格の緩和など労働者が加入しやすい社会保険制度を整備すること
- ② 建設業許可・更新時に社会保険加入指導を徹底すること
- ③ 専門工事業者に対する社会保険加入指導をさらに徹底すること
- ④ 専門工事業者に対して標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書の理解と浸透を図るとともに、法定福利費の算出方法について簡便な方式を作成し指導すること
- ⑤ 企業及び労働者の社会保険への加入実態の確認が容易となる就労管理システム（仮称）を早急に構築すること

第8 適用

本要綱は、平成27年4月1日から適用する。

※ 法定福利費とは社会保険料に係る事業主負担分をいう。